科学研究費助成事業 研究成果報告書



平成 26 年 6月27日現在

機関番号: 3 4 3 0 5 研究種目: 基盤研究(C) 研究期間: 2011 ~ 2013

課題番号: 23530784

研究課題名(和文)外国人介護労働者の送出し受入れ両国における人材斡旋事業者の機能役割

研究課題名(英文) The Study on the Activity of Recruiting Agency of Migrant Workers concerned with Ho usekeeping and Caregiving through the Sending to Accepting Countries.

研究代表者

山田 健司(山田健)(Yamada, Kenji)

京都女子大学・家政学部・准教授

研究者番号:00320664

交付決定額(研究期間全体):(直接経費) 3,700,000円、(間接経費) 1,110,000円

研究成果の概要(和文):少子高齢化が進む先進国は多くの外国人労働者を受入れており、実質上この国際労働市場をコントロールしているのは人材斡旋業者です。その事業は送出し国と受入れ国両方にまたがります。送出し国は東南アジアではフィリピン、インドネシア、メコン川流域国などGDP低位の諸国です。事業内容は就労斡旋、費用貸付まで幅広く、また受入れ国が国内労働法を適用する否かが、労働環境や権利擁護の良し悪しを決定しています。日本の高齢化は世界一になり人口は劇的に減少しますが、事実上外国人労働者拒否政策をとっているため、国内介護労働力不足は極めて深刻であり、すでに人身売買を含む非合法な介護労働市場が日本国内に形成されつつあります。

研究成果の概要(英文): The Developed Countries have already accepted a lot of Migrant workers, in particul ar on caregiving. The international labor market has been ridden with Human trading agencies through the countries which the sending to accepting area. Almost sending areas are located at Southeasten Asia, Philippin e, Indnesia, among Mekong Basin, all of these take the place of low level GDP as well. The activities of agency could be covered to be at work for, even lend money for workers with the hard attitude. The environment of labor and advocacy are prescripted according to the condition whether the labor law protects them in the accepting country. The Japanese ratio of aging and depopulation are going to step into unknown exprience. Gov takes the agenda to refuse migrant worker come in. That is why the labor force has been crunched for over a decade recently. Therefore at the under convention on the law, even at the human trafficking, the migrant workers come out in Japanese hospital, elderly home illegally.

研究分野: 社会科学

科研費の分科・細目: 社会学 社会福祉学

キーワード: 外国人労働者 国際福祉・福祉NGO 介護労働 人材斡旋事業 人身売買 国際研究者交流 国際情

報交換

1.研究開始当初の背景

2.研究の目的

(1)超人口縮小高齢化が急進する日本には、 外国人家事介護労働者への高い潜在需要が ある。欧州・北米・東南アジア諸国はすでに 多数を現場に投入している。この国際間外国 人家事介護労働市場を実質的に運営稼働さ せているのは、送出し国受入れ国双方に事業 展開している人材斡旋事業者である。人材募 展開している人材斡旋事業者である。人材募 展開していると同時に、多種手数料を課し、ときに は人身売買を行なう側面も有している。これ ら斡旋事業者の事業内容と運営力学を送出 し国受入れ国双方で詳細綿密に調査する。

(2)外国人家事介護労働市場における斡旋 事業(者)の機能役割を客観的に捉え分析して、 日本の受入れ時に要する権利擁護施策の構 築に資すこと。以上を研究目的とした。

3.研究の方法等について

(1)送出し国の調査仮説 主として香港とサイパンの斡旋事業者とNGOを経由して実施。香港の外国人家事介護労働者の多くがフィリピンおよびインドネシア出身者であること、香港斡旋事業者が直接に送出し国内とくにインドネシアで人材募集を行なう場合があること。さらに送出し国内斡旋事業者が、会社組織体だけではなく地縁血縁の係累と一体的に存在していると仮説する。

香港 NGO はすでに送出し国の都市部はもとより地方辺縁部の事情に精通し人材還流等のパイプを保持しているので、送出し国斡旋事業調査の橋頭堡として位置付ける。フィリピン国内は NGO と連携し、インドネシア斡旋事業者活動調査は、シンガポール SIM 大学と香港中文大学と連携し実施した。

(2)送出し国実地調査の内容 送出し国斡 旋事業に関する調査内容は、 会社もしくは 何らかの組織・係累の内容 事業内容 = 提供 サービス(出入国事務書類関連・受入れ国事業 者斡旋・送金授受・借入金返済・その他生活 相談等)・手数料等費用徴収・トラブル対処内 容・係累管理等、 事業内容によって生じる 機能役割 = 国際間労働市場の連携・人材還流 の仕組・権利侵害行為等、以上の3側面を中 心に実施。これらの側面のうち は斡旋事業 者への調査、 は斡旋事業者・NGO への調 杳、 は NGO への調査によった。

4. 研究成果・概要

(1)家事介護労働の概観と実態

世界規模で展開する家事介護労働者の実態規模を把握することは困難である。看護職との境界が曖昧な地域があることと同様に、介護そのもののとらえかたに差異がある。家事労働は公私が混在しており、労働内容も雇用者主体の恣意的な契約であるために過酷をきわめている。家事介護労働者の死亡や行方不明も少なくないのが実情である。たとえばシンガポールでは、3年間(2008-2010)

の毎年平均50-60人の外国人家事介護労働者が高層アパートから転落死している。政府は事故、地元NGO組織は自殺もしくは他殺とみている。中近東地域諸国での雇用者による外国人家事介護労働者に対する人権侵害行為は、国際問題化してきており、シリアやサウジアラビアでの殺人や虐待事件は国際的な記事として報じられる機会が増加している。斡旋事業者の多くは黙認している。

香港は東南アジアの受入れ国のなかで、も っとも早くから外国人家事介護労働者の受 入れ政策を実施しており(1974) 週1日の 休日取得権利や最低賃金制度などを法制定 した実績をもっている。2011年には20年間 以上家事介護労働者として就労しているフ ィリピン人労働者が永住権を求め、一旦裁判 で勝訴している(その後上級審で敗訴)。そ の香港においても権利侵害の被害事例は後 を絶たない。香港市内にはいまだに出身国 (送出し国)別のシェルター(避難所)があ る。たとえばフィリピン人専用、インドネシ ア人専用の小規模シェルターがいくつも所 在を隠しもしくは転居しながら活動してい る。しかもそのいくつかは、送出し国政府の 資金によって運営されている。労働形態は、 住込み労働であるため職住が一体化し事実 上24時間稼動している。労働者の自室があ るのは稀で机の下やソファで就寝するのは 決して少なくない。

欧州北米地域諸国は、総じて外国人労働者 に当該国の労働関係法を適用している。この ため労働条件に関する契約内容に雇用者に よる労働者への不法処遇が入る余地は、東南 アジアや中近東地域諸国より格段に少ない といえる。労働期間が一定以上に及ぶと、永 住権を得ることや移民として認定される規 定がある国は珍しくない。しかしそれでも賃 金不払いや虐待事件が発生している。これら の事件は原則的に司法によって裁定されて いる。少なくとも後でのべる斡旋事業者や当 該国政府によって権利侵害の被害者が強制 退去や人身売買被害を受ける危険性は、労働 法を適用しない国々よりも格段に抑制され ているといえる。労働者の団結権や抗議行動 の自由は保障されており、受入れ国内の NGO による支援活動はこれら当事者と連携

¹ 中近東諸国で就労する家事介護労働者の労働環境は苛酷である。シリアではイスラエルとの国家間紛争のさいに市街地が砲撃をうけた。そのとき家人は防空壕に避難したが、外国人労働者は逃亡の恐れがあるという理由で住居内に施錠監禁されたため、被弾や階上から飛降りが原因で多数が死亡している。最近ではクウェートでフィリピン人家事労働者が死亡した際に当初事故死として警察が処理した事例が主婦による暴行が原因と判明し国際問題化した。このような事例は枚挙にいとまがないほど多発している。

していて、その内容は同時に世界の地域にむけて発信をつづけている。

(2)市場力学のリアリティ - 送出し国・受 入れ国・斡旋事業者

外国人家事介護労働者の国際市場は拡大をつづけ、需要ニーズが偏在的に拡張傾向にある。まず市場を維持拡大する力学とそこに常態する権利侵害の構造および斡旋事業者とNGOの機能について概観する。

受入れ国は、自国の家事および介護労働力 の不足を事由に外国人労働者を受け入れて いる。送出し国は、自国経済市況が国内の労 働者雇用に不十分な状況下において外貨獲 得などを目的に自国民を国外労働市場に送 り出している。受入れ国は、自国内で安価に かつ雇用者の利便性を保つために、労働条件 などを緩和し権利抑制する方向に政策を用 いる傾向がある。送出し国は、他国での自国 民労働市場シェアを維持拡大するために受 入れ国がとる自国民に対する権利抑制政策 もしくは侵害行為をも黙認もしくは後押し する政策をとる傾向にある。この傾向は、東 南アジア・中近東地域諸国と送出し国間で顕 著である。欧州北米地域諸国の多くは労働関 係法を適用しているため比較的にこの傾向 は低いといえるが、基本的な国家間の力学は 同じであり、とくに送出し国が受入れ国の政 策に異を唱えるケースはきわめて少ないの が実情である。

これら受入れ国送出し国間の労働人材の移送・就労・労務管理など人事についてその実務を担っているのは、斡旋事業者である。全世界的に外国人労働者市場をコントロールしているといっても過言ではない。受フールと送出し国が何らかの協定をむすび、グラムを採用している場合においても、斡旋事業者ということばは会社組織である。斡旋機能を発揮する個人や団体、会社、組合、非合法組織などを含んでいる。

家事や介護は人が他者の生活に直接的に サービスを行う集約的な労働であり、労働者 の職場不適合が生じた場合に代替労働者が 必要とされること、さらに人材商品要素があ るために労働者個人としての立場とともに 登録者集団の一員として供給される側面を 併せもっている。この特性は供給物が物品の 場合はメーカーや販売店が対応するが、人材 の場合は日本では人材派遣会社、国際市場で は斡旋事業者が担っている。国など行政機関 が直接的に担うことはない。

斡旋事業者は送出し国内事業者と受入れ 国内事業者に大別され、団体や会社組織の場合には両国において活動を展開しているか、 もしくは送出し国内事業者に委託するよう である。事業者(個人等を含む)は、労働者 のリクルート 送出し業務(費用貸与含む) 就労斡旋 各種研修 トラブル対応 転職など、あらゆる段階ごとに細かなサービスを提供し、それぞれごとに課金することにより生業としている。受入れ国が労働法を適用していない場合は、よりいっそう業務内容は多様化して収益性は向上し、労働者からの搾取幅と違法性もまた同時に拡大する傾向が顕著である²。

以上が家事介護労働者の国際市場における市場内メカニズムの概要である。詳細な記述の余地がないが、労働者が不適合や契約違反によって雇用者とトラブルが生じた場合は、訴訟を経たとしても労働者が元の職場に復帰するケースはきわめて少なく、職場や就労国変更となることは一般的である。これら労働法不適用国では、労働者の拉致監禁、違法強制送還や人身売買に直結する傾向には、特段の留意を要する。

5.研究成果・国別

(1) 香港の斡旋事業者活動

香港が外国人労働者とくに家事介護労働者を受入れたのは、1970年代からである。斡旋事業者は、当初より主としてフィリピン出身者をリクルートしていたが、現在はインドネシア出身家事介護労働者が最多となっている。受入れ国斡旋事業者としては在香港事業者の事業活動は他国に比して群を抜いている。

香港の斡旋事業者は、送出し国内において リクルートを自前で行っている会社は少な くない。とくにメコン川流域の諸国では顕著 である。インドネシアでは国内事業者と提携 している場合が多いが、シンガポールに支社 が有る場合は直接インドネシア国内で事業 展開していることもある。

概して中国語が汎用されている地域においては直接活動する場合があるという。

事業内容の特徴:他国と比して斡旋事業 全体がシステム化されていること、事業規模 が大きいこと、シェルター機能を保持してい る事業者があること、外国人労働者向けの金 融業(会社)を保持していること、人材斡旋 をメディア(TV,WEB等)で行っていること、 世界的な人材流通のハブ的機能を持ってい ること、事業営業歴が長期的かつ経験豊富で あることなどがあげられる。だたし、香港で

² 2011 年から国際労働市場における斡旋事業内容と事業者活動に人権侵害の傾向が強まっているとして、ILO と NGO が共同で調査活動を開始した。10 月にはフィリピンで国際会議を開催。斡旋事業は受入れ国政府の庇護をうけながら増大強化される傾向にある。2013 年にはアムネスティインターナショナルが、香港の NGO が実施したインドネシア出身家事労働者と斡旋事業者に関わる詳細な調査報告書をまとめている。

は「労働法は適用されている」が事実上は不 十分であり人権侵害行為が頻発しているた め、そのトラブルシューティングを合法非合 法の両面において事業者が担っている。

機能的特徴:上にのべたように、世界各地のハブ的機能がある。これは香港を人材が経由するしないにかかわらず、市場をマネージする機能である。送出し国と受入れ国複数の情報を照合引き合わせる機能である。対象地域は全世界におよぶ事業者も存在している。各地域の事業者との提携はごく一般的である。

展 望:香港斡旋事業者活動は、益々増 大増強されている。他の受入れ国は、香港の 状況をひとつの指標として扱っているとも いえ、斡旋事業者活動もそこに含まれている。 一方で、中国本土からの流入と本国政府の干 渉も増大していることがあるが、本土からの 出稼ぎ労働者数はおそらく世界一であるた め、事業者活動との親和性は高く、事実本土 労働者専門の斡旋事業者も誕生している。

(2) カナダの斡旋事業者活動

カナダの家事介護労働者の受入れが全国的に制度化されたのは、フィリピンとの間に F T A が締結されカナダに家事介護労働者が就労する事前教育をフィリピンで行う行程が本格化した今世紀当初からである。

現在では各国から介護士の受入れを行っており、カナダ国内にも外国人介護士教育機関が存在しており、住込み介護も制度されている。カナダは、外国人介護労働に労働法を厳格に適用しており、2年間の労働後には永住権を付与している。

事業内容の特徴:カナダ国内の斡旋事業は送出し国やハブ国内での活動は比較的少ない。他国における事業活動は自国内の当該国出身の移民や現役労働者が担っている場合がある。さらに各州によって受入れ政策および条件が大きく異なるため、州ごとに教育制度、受入れ環境、受入れ条項整備の状況も異なっている。

機能的特徴:労働法が適用されるため、 これに違反した場合、されに雇用者が違反し た場合にも一部罰則が課される。したがって 事業者は適法な事業運用と合法的営業利益 が求められるため、事業者による違法事業は 労働法非適用国に比較的に少ない。また、雇 用者による違法行為を予防抑制する事業が もとめられるため、労働者に対する権利意識 を醸成する教育にも傾注している。さらに各 州政策の差がおおきく、たとえば初回入国時 に労働者の家族の入国を認めている州もあ る。このような場合は、州政府と連携して子 供の就業、家族の就労・家計維持、住居の斡 旋などについても事業者が担当している。い わば労働力が不足しがちな州においては州 政府のリクルーターとして稼動する事業者 も一般的である。ただし、権利擁護機能は事 業者によって相当な開があり、事業者の摘発 も行われている。利益追求の違法営業も散見 されるのが実情である。

展望:カナダ在住者の出身地域・国は 実に多種多彩であり、入国経緯や事由、滞在 年月も多様をきわめる。したがって、外国 信」を念頭としていること、また再入当な 動にかかわる斡旋事業者に支払う不当な 動にかかわる斡旋事業者に支払う不当者 理就労先として常に第一位を占めてい事者 望就労先として常に第一位を占めてい事業 もして常に第一位を占めてい事 は、州政府の政策方針に沿って今後も 動は、州政府の政策方針に対しに (移民を含む)者などに対し幅広いサービス を展開する傾向は拡大基調にある。

(3) サイパンの斡旋事業者活動

北マリアナ諸島アメリカ領サイパン島における斡旋事業者は、大別して中国系、インド系、フィリピン系になる。入国している外国人の分類も同様である。現在はとくに中国系の入国者が多数を占めており、労働者というよりも難民化している面がある。

事業内容の特徴:北マリアナ諸島具体的にはグアム島サイパン島と周辺諸島をさすが、この地域における斡旋事業専門業者は希少である。そのほとんどは送出し国の事業者であり、受入れ国内には一時のみ入国して立ち去る、というパターンが多いようである。「置き去り」型でありきわめて悪質である。他にはいわゆる「タコ部屋」型があり、小島に事実上幽閉して工場労働者として酷使するタイプが存在する。インド系が多い。斡旋事業者というよりも人身売買組織という表現の方が的確である。

機能的特徴:斡旋事業者は組織または個人である場合も多く、その目的は詐欺である。とくに中国系に多い。手口は巧妙であり、中国本土での事前教育研修を念入りに行う、公的組織人が関与する、行政機関が関与するなどの共通性がある。入国後は姿をかき消す、もしくは滞在待機要請を繰り返したうえで音信不通となり関係を絶つ方法が一般的。

展望:小島を除きグアムおよびサイパン島はアメリカ領であるため FBI 捜査と入国管理関連法 ICE により従来と比して相当に管理監督権が強化されている。しかしながらとくに中国系の活動は継続している。インド系は縫製工場が諸島に散在し本人同意を原則としているため検挙に至らない現況が継続する可能性がたかい。

(4) フィリピンの斡旋事業者活動

フィリピンの外貨獲得の 40%、GDP の 15% を出稼ぎ労働によるものとされ、国民の生活の 30-50%を出稼ぎ労働による送金が支えている。中央官庁として海外労働を扱う POEA や事前介護教育を担う TESDA の役割は大きい。

事業内容の特徴:送出し国の中では最も 洗練された事業組織であり、業界を形成して いる。事業資格取得、査証発券、各種書類発行の便宜を目的として行政組織部署や個人に贈賄する慣行が定着している。受入れ国内事業者と同組織もしくはその支店であることも一般化している。求人から就労、トラブル解決から再就労ときには人身売買にいたるあらゆる過程に介入し課金もしくは搾取する詳細なスキルを有している。

機能的特徴:専門家集団として高いスキルを保有している。事前教育学校運営、行政事務処理、一時帰国時のマネジメント、在比家族処遇(他の家人のリクルート・送金受入れと管理ときに脅迫など)、他組織とも密接に連携し、国家機関とも協働して出稼ぎ労働産業の一翼を担っている。

展 望:国内の経済構造転換の兆しはなく、出稼ぎ労働の位置づけは不変である。欧州・北米・東南アジア、中近東に広く自国市場を保持している。こんごはインドネシア、メコンが流域諸国ととくに労働法適用外受入れ国において市場シェア占有率を競う摩擦が生じ激化していく。

(5) インドネシアの斡旋事業者活動

たとえば香港における家事介護労働者シェアは 1 位となりフィリピンを抜いている。その理由は「文句をいわない」従順さにあるといわれる。公的なつまり行政組織から受入れ国に対して発信されるクレームも非常に少ない。当該国は面積的にも諸島数や民族性においても非常に広範多岐であることからも、事業者活動は一律ではなくスキルも発展途上にあるといえる。

家事介護労働者の送出しに関して広域に存在するのが公的事前教育機関である「トレーニングセンター」である。機能は事前教育、査証等必要書類の発行許可、就労先の斡旋の3点である。

斡旋事業は国内業者が受入れ国内事業者 と提携して行っている。事実上受入れ国内事 業者の支配下で国内事業者が活動している 場合もある。当該センターは閉鎖式であり、 許可なく「退所」することは不可能である。 いわば海外労働へのゲートウェイとして機 能している。退所は、就労先の決定が条件で あり、これにより出国の手続きが開始される。 費用は労働者の自前であり借金による場合 が通常である。斡旋事業者は公的機関である 当該センターへの贈賄により活動権利を得 ている。したがって入所期間は就労先が見つ かるまでの期間であり労働者個人により異 なる。最短で3ヶ月、長期の場合は数年に及 ぶ。この場合教育研修はすでに修了している ためスタッフとして無給で生徒の指導や雑 務に従事することになる。当該センターはジ ャカルタを中心に各地に点在している。

(6) メコン川流域国の斡旋事業者活動

メコン川流域からマレー半島北部地域の 諸国の多くは送出し国であるが、職種により 受入れ側でもある国が存在する。本研究では ミャンマーとタイを実地調査した。

ミャンマー: 軍統制下から資本主義経済 体制に舵をきって間もない。GDP は東南アジ ア諸国中最下位である。大規模送出し国であ る。出稼ぎ労働は経済開放後ではなく 20-25 年前(1990年代)から本格化してる。最多出 稼ぎ国はタイである。その他周辺諸国(シン ガポール、マレーシア、ベトナム、カンボジ ア等)にも就労している。周辺諸国は送出し 国でもあるが、ミャンマーは最貧国であるこ とからこれからの諸国も出稼ぎ先となって いる。個人、兄弟、友人、家族の単位で長期 間移住して就労しているケースが多い。海外 からの仕送り送金は国内金融事情が不十分 なため定期的に帰国するか現金送金による といわれる。ミャンマー国内の一般国民を対 象とした銀行は預金業務よりも外貨の換金 業務が圧倒的に多い。斡旋業者は、会社組織 から地縁血縁組織まで存在する。受入れ国へ の輸送とルート開発を請け負う。周辺国への 入国就労は多くが合法的ではあるが、非合法 ルートも一般的である。査証不所持も珍しく ない。越境審査は緩やかな箇所が多く、国境 検問も賄賂によって容易である。

タイ:この国は周辺国から外国人労働者 を受入れている。最多はミャンマーであり、 主として漁業、建築現場、ショッピングモー ル、ガソリンスタンドでの就労者は、首都バ ンコクを中心に300万人に及ぶ。ミャンマー からの入国は正規ルート以外にラオス経由 の非合法ルートがあり、ミャンマーとの定番 往来路となっている。ミャンマーが鎖国状態 の時代には、同国内の経済事情がきわめて劣 悪であったためタイの低賃金でも為替によ る換金メリットがあったが、軍政の転換によ りその利鞘幅が急激に縮小している。現在労 働力確保のために賃金が上昇しつつある。不 法就労にたいするタイ国内取締りは少なか ったが、2013年以降国内斡旋事業者とくに外 国人斡旋事業者大手による奴隷的労働の強 要が問題化し、当局が摘発にのり出している。

(7) 日本の斡旋事業者活動

日本国内の外国人労働者斡旋事業のうち 単純労働斡旋で合法な日系人、日本人との結 婚歴のある外国人以外の非合法就労斡旋が 介護現場に増加している。東南アジア諸国が 送出し国である。短期滞在ビザで入国しまが している。永住権取得者による斡旋もあり、 すでに国内で数万人に達していると考えられる。事業者は興行斡旋業と重複し非合法組 織が加担している場合も散見される。この のである。介護労働力の深刻な不足に対する とである。介護労働力の深刻な不足に対する 一部介護業界と職能団体、厚労省等の受入れ 拒否方針が、結果的に人身売買に近い非合法 介護労働市場を急速に醸成しつつある。

(8) 日本の介護士候補者 聞取り調査

FTA 協定により介護士候補者として介護保 険施設に事実上就労している約 30 名に聞取 り調査を国内数箇所で実施した。以下結果の 抜粋(最多回答):介護福祉士国家資格取得 後に日本での就労希望 希望する 63%、希望 しない理由 施設内介護への違和感 85%、現 状の認識 施設介護労働者(違法)95%、勉 強時間 不十分 73%、最希望就労先・カナダ 93%、日本政府の姿勢 事実上受入れ拒否 77%、現在の施設対応 親切良心的 83%、来 日目的 研修受講経歴取得と他国就労への ステップ 42%、国家試験不合格の場合 帰国 後他国就労 75%・直接他国就労 23%、斡旋 業者との接触経験 ある 100%。以上

(9)まとめ

国際外国人家事介護労働市場の実態とそ れを事実上コントロールしている斡旋事業 者の活動内容は、日本国内における介護労働 市場とあまりにも乖離していた。想像の範囲 を大きく超えていたといっていい。この面で は、わが国は鎖国状態にある。

第二次世界大戦後の 60 年代から徐々に始 まる家事介護労働者の送出しは、経済成長国 と後進国間に生じた圧倒的な格差によって 成立した。現在もこの関係には基本的な変化 はない。家事介護労働市場拡大は、欧北米に おいては受入れ各国が社会福祉施設処遇を 中心とした優生政策を中止し在宅へと転換 していく過程と一致する。東南アジア諸国の 受入れは第二次三次産業化による女性の労 働力化の時期と重なる。

斡旋事業者の活動は、欧北米系と東南アジ ア中近東系に大別されるのは、受入れ国内に おける労働関係法適用の可否によっている といえる。事業者機能は「海外で求職し継続 的に就労することの困難性」のクリアにある。 合法非合法ともにこのニーズを充足するが 故に事業体として存続しているといえる。家 事介護労働者に限らず、可能な限り手数料を 課金しときに搾取しつつも受入れ国状況に 応じて労働者ニーズを充足するよう活動し ている。具体には(非人道的事業も少なから ず存在するので一概にはいえないが) 斡旋 事業者が共通の国際労働市場で活動するこ とで、その業態が形成され、市場メカニズム 機能の一環としておのずとガイドラインが 相互監視的に構築されている。ILO が国際間 の人材斡旋事業内容を問題視し調査を開始 したのもこのガイドラインの低下と同時に 増加する人身売買への傾倒傾向を問題視し ているからである。

国際外国人労働市場と斡旋事業は今後も 更に拡大基調にあり家事介護労働市場も例 外ではない。受入れ国が労働法を適用しよう としまいと斡旋事業者活動は必須のものと してこの基調に一体化して進展するだろう。 わが国が本格的な受入れを開始する時期は 迫っているといえ、受け入れはじめるその時 から斡旋事業者との付き合いもはじまる。事 業者活動は労働法非適用国内では広範なも のとなり搾取幅は拡大して人権侵害が増加 することが本研究でも明らかになった。もっ とも重要なポイントといえる。

事実上の拒否政策を改め、外国人家事介護 労働者を含んだ単純労働者を正規に受入れ るときが訪れている。国際的な外国人労働市 場への参入は、外国人労働者に対して例外な く「労働関係法を適用」し「人身売買を回避」 することではじめて国際間に活動する斡旋 事業者との良好な関係を築くことができる。 スタート地点はここにあるといえる。

5 . 主な発表論文等

[雑誌論文](計 2 件)

山田健司 東日本大震災被災死亡者の 群像-年齢構成比による死亡要因の類推 社 会政策学会誌 学術雑誌 査読有り 単著 第 4 巻/1号、pp19-26.2013.

山田健司 東南アジアの外国人介護労 働市場の実態と権利擁護 社会政策学会 誌 学術雑誌 査読有り 単著 第2巻/3号、 Pp91-102.2012.

[学会発表](計 2 件)

K.Yamada, Global Trends & Changes in Creating an Age-Friendly Environment: Implication for Asia & Singapore, Ageless in Singapore-towards an age-friendly world Conference 6&7 Sept.2012.

K.Yamada, How to Manage Demographic Movement of the Ageing Population in Crisis Management ... Lessons Learnt from the Great Earthquake in East Japan, Ageless in Singapore-towards an age-friendly world Conference Sept.2012.

[図書](計 1 件)

山田健司「外国人介護労働者の権利擁護 と職業教育の位相」『越境する外国人労働者 の職業教育(仮)』明石書店、2014(発刊予 定)

6.研究組織

(1)研究代表者

山田 健司 (YAMADA,Kenji) 京都女子大学・家政学部・准教授 研究者番号:00320664

(2)研究分担者

)

(3)連携研究者

)